

あなたの年金 簡単便利な 『ねんきんネット』で！

- 年金の振込等に関する通知書を、パソコンやスマートフォンで確認・ダウンロードすることができます。
- 働きながら年金を受給する場合など、条件に応じた年金見込額を試算できます。
- マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルから「ねんきんネット」が簡単にご利用できます。

《ご自身の年金記録に「もれ」や「誤り」があると思われる方へ》

- お客様の新たな記録が見つかり、年金額が増える可能性があります。
- お心当たりのある方は、お近くの年金事務所へご相談ください。

詳しくは、

ねんきんネット

検索

https://www.nenkin.go.jp/n_net

スマートフォンからの登録はこちらへ ⇒

https://www3.idpass-net.nenkin.go.jp/sp_neko/Z06_SP/W_Z0602_SPSCR.do

QR
コード

通知書へのお問い合わせは、『ねんきんダイヤル』へ！

一般的なお問い合わせについては、日本年金機構ホームページの「**年金Q&A**」にまとめておりますので、ご覧ください。

具体的なご照会をご希望の場合は、**ねんきんダイヤル**へお問い合わせください。

なお、年金事務所にご相談いただくこともできます。お問い合わせの際は、**基礎年金番号**がわかるものをご用意ください。



0570-05-1165

050から始まる電話でおかけになる場合は、

(東京) 03-6700-1165

※電話のおかけ間違いには、十分ご注意ください。

※代理人（二親等以内）の方からお問い合わせの場合は、ご本人の基礎年金番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要です。

※休日、祝日明け、通知が届いた直後は、電話が非常に混雑します。ご了承ください。

受付
時間

月曜日 午前8:30～午後7:00

火～金曜日 午前8:30～午後5:15

第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合、翌日以降の開所日初日は午後7:00まで。

※休日、祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

XXXX XXXX XXXX

年金生活者支援給付金に関するお知らせ

年金生活者支援給付金（公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者に対して支給される給付金）の請求書（はがき型）が届いていない方であっても、世帯構成等が変更となった場合、受給できる可能性があります。確認される場合は、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

郵便はがき

料金後納
郵便

親展



**開封前にあて名を
ご確認ください。**

このお知らせを受け取られた方が、あて名記載の受取人でない場合は、開封せず、お手数をおかけしますが、「誤配」と記入し、郵便ポストに投函してください。

大切なお知らせ

内側にある内容をご確認いただき、確認後は大切に保管してください。

差出人



日本年金機構
Japan Pension Service

〒168-8505

東京都杉並区高井戸西
三丁目5番24号

矢印の方向へゆっくりはがしてご覧ください。水にぬれている場合は、よく乾かしてから開いてください。

年金振込通知書

(振込予定日) 令和 4 年 1 0 月 1 4 日

されたことにより、令和 年 月から令和 年 月までの各偶数月にお支払いする年金は、次のとおり指定された金融機関の預貯金口座に振り込まれますので、お知らせします。

年金の制度・種類	年金	振込先
基礎年金番号	年金コード	

各支払期の支払額、年金から特別徴収（控除）する額および控除後振込額

	令和 年 月の 支払額	令和 年 月の 年金 各期支払額	令和 年 月の 支払額	令和 年 月の 支払額	参考：前回支払額 (令和 年 月の 支払額)
年金支払額 ※1	円	円	円	円	円
介護保険料額 ※2	円	円	円	円	円
※2	円	円	円	円	円
所得税額および 復興特別所得税額	円	円	円	円	円
個人住民税額 ※2	円	円	円	円	円
控除後振込額	円	円	円	円	円

※1 下面の「注意事項」をご覧ください。

※2 下面の「年金から特別徴収する保険料等」をご覧ください。

印 影

厚生労働省
官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長

年金振込通知書について

Ⅰ 振込予定日 年金の振込日は原則偶数月の15日です。ただし、15日が土日、祝日のときは、その直前の日となります。

令和 4 年	10月14日・12月15日 (8月・9月分) (10月・11月分)	令和 5 年	2月15日・4月14日 (12月・1月分) (2月・3月分)
-----------	--------------------------------------	-----------	-----------------------------------

Ⅱ 注意事項

- 各支払期に切り捨てられた端数の合計額が1円以上のときは、毎年2月期の年金支払額に、端数を加算してお支払いします。
- 特別徴収する額や振込額、振込先などに変更がある場合、改めて「年金振込通知書」をお送りします。
- 上記の「年金振込通知書」に令和5年4月までの支払額の記載のない方は、支払額の変更が予定されている方です。
- 上記の「年金振込通知書」で、「年金支払額」の欄に「#」印が表示されている方は、遅延特別加算金を含んでいます。

Ⅲ 年金から特別徴収する保険料等

- 日本年金機構は市区町村からの依頼に基づき、年金から介護保険料、国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料、個人住民税を特別徴収しています。
- 各支払期に特別徴収する額は、変更になる場合がありますので、市区町村から送付される通知書でご確認ください。
- 国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料の納付方法の変更については、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

※年金から特別徴収する保険料（税）の金額については、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

音声コード

※左のマークは音声コードです。
目の不自由な方に、この通知書
に関する情報を音声でご案内す
るものです。

制度改正について

【在職時改定制度の導入】

令和4年4月から、毎年、基準日（9月1日）に在職中の65歳以上70歳未満の老齢厚生年金の受給権者について、基準日の属する月前の厚生年金保険加入期間を反映して、年金額を毎年10月分から改定する仕組み（在職時改定）が導入されました。
在職時改定に該当する方への年金額改定のお知らせ（支給額変更通知書）は、11月上旬に送付する予定です。